

伊教総第805号
令和2年3月25日

保護者の皆様

徳之島町教育委員会教育長
天城町教育委員会教育長
伊仙町教育委員会教育長
(公印省略)

令和2年度の教育活動再開等について (令和2年3月25日時点)

新型コロナウイルス感染防止策については、これまで皆様の御理解をいただきながら進めているところです。急な要請であったにも関わらず、各家庭で適切に御対応いただきまして感謝申し上げます。

さて、令和2年度の教育活動再開に関して、3月24日に文部科学省から通知がありました。政府の方針として、今後は、個人の行動変容や強い行動自粛の呼びかけ、自治体ごとのまん延状況を踏まえた感染症対策の重要性などが示されました。

徳之島町、天城町、伊仙町においては、これまで感染が確認されていない現状を踏まえ、令和2年度の教育活動再開に向けた基本方針を下記のとおりまとめました。今後も、万全の感染症対策を講じられるよう保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 令和2年度始業式・入学式の日時について

- 始業式・・・令和2年4月6日(月)通常どおり登校させてください。
- 入学式・・・令和2年4月6日(月)学校によって異なりますので、御確認ください。

2 登校判断及び留意点について

- (1) 毎朝必ず検温を行い、37.5度を超える場合は出席を控えてください。
- (2) 風邪のような症状がある場合は、登校前に必ず学校に連絡し、登校を相談してください。
- (3) 毎日必ず手洗い用のハンカチを持たせ、マスク着用をお願いします。
- (4) 発熱等の風邪の症状がみられ、自宅で休養させる場合においては、欠席扱いとしないことができますので、学校に相談してください。

3 出席停止及び臨時休業等について

(1) 出席停止の措置

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合、学校保健安全法第19条に基づき出席停止の措置を取ります。出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。(ただし「欠席日数」にはなりません。)

(2) 臨時休業の判断

児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断については、接触者の多寡や地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、県衛生主幹部局と十分に相談しながら判断します。

4 その他

学校においては、「3つの条件」(①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える)が同時に重なることがないように、万全の感染予防に努めながら、徐々に授業や給食、部活動等を通常の状態に戻していく予定です。しばらくの間は、活動の縮小や制限、自粛等が求められますが、各家庭におかれましても「3つの条件」が同時に重なることがないように留意しながら、手洗いやうがい、咳エチケットを徹底させ、感染予防に努めていただくようお願いいたします。